

# 平成30年度 出捐金事業実績評価説明書

令和2年2月7日



公益社団法人  
全日本トラック協会  
Japan Trucking Association



# 目 次

○輸送の安全の確保①	1
○輸送の安全の確保②	3
○輸送の保全の確保③	5
○環境の保全	7
○事業適正化①	9
○事業適正化②	11
○輸送サービスの改善及び向上①	13
○輸送サービスの改善及び向上②	15

## 中期目標

国  
交  
省

### ■事業用自動車総合安全プラン2020

区分	平成20年実績	平成25年中期目標	平成32年最終目標
交通事故死者数	513人	380人以下	235人以下
人身事故件数	56,295件	43,000件以下	23,100件以下

全  
ト  
協

### ■トラック事業における総合安全プラン2020

区分	平成20年実績	平成25年中期目標	平成32年最終目標
交通事故死者数	450人	330人以下	200人以下
人身事故件数	28,838件	22,000件以下	12,500件以下

## 平成30年度事業計画の概要

### ① ASV(先進安全自動車)関連機器及びドライブレコーダの普及

- ・衝突被害軽減ブレーキ、後方視野確認装置、呼気吹き込み式アルコールインターロックなどのASV関連機器やドライブレコーダの導入を促進するため助成等の支援を行う。なお、ASV機器の導入支援にあたっては、行政との連携に配慮するとともに、ドライブレコーダの開発状況等を把握するなどにより、適時適切に導入促進対象の見直しを図る。

### ② トラック運転者の運転技術・マナー及び安全意識の向上

- ・安全運転研修受講に対し助成を実施する。
- ・トラックドライバー・コンテスト等を実施する。

### ③ 事故分析及び対策の検討・活用

- ・交通事故分析調査を行い、原因及び対策について整理・検討し、実効性のある事故防止対策に活用する。

### ④ 広報・啓発活動等

- ・各種媒体による効率的、効果的な啓発、広報活動を実施する。

## 平成30年度事業実績の概要

### ① ASV(先進安全自動車)関連機器及びドライブレコーダの普及

助成事業名	台数・金額
1 ドライブレコーダ	14,663台
2 安全装置(後方視野確認支援装置等)	11,911台
1・2 助成総額	529百万円

- ドライブレコーダの普及に加え、機器の有効活用を図るため、全ト協ホームページ上で公開中のドライブレコーダ映像を活用した「ドライブレコーダ実践セミナー」を実施した。

### ② トラック運転者の運転技術・マナー及び安全意識の向上

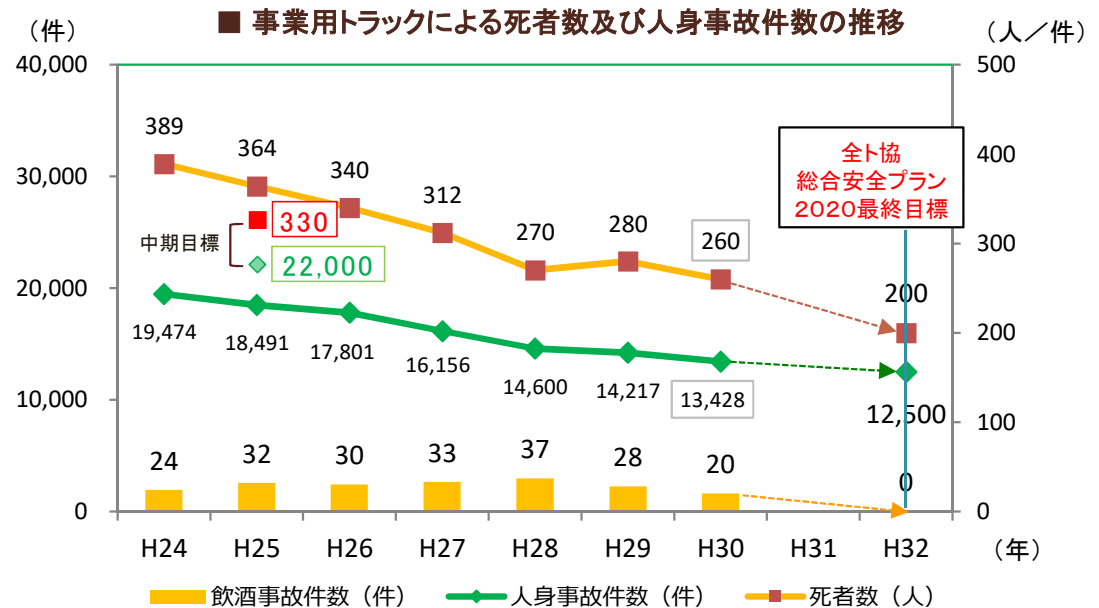
- 事業用トラックの事故防止対策として、コンサルティング会社と連携し『「交差点事故防止マニュアル」活用セミナー』を全国19協会で開催し1,000人が、『「トラック追突事故防止マニュアル」活用セミナー』を全国19協会で開催し1,004人が、『「ドライブレコーダ実践セミナー」』を全19協会で開催し962人がそれぞれ参加し、合わせて全国46協会にて2,966人が参加した。
- 事業用トラック1万台当たりの死亡事故件数が多い都道府県について、当該トラック協会の支部等を対象に「事故防止出前セミナー」を平成30年度から新たに行い、全国3協会の280人が参加し、重大事故の特徴や対策を詳細に説明し、事故防止意識の醸成に努めた。
- 「事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成29年3月国土交通省告示)の見直し強化に呼応し、全ト協が平成29年の作成した「事業用トラックドライバー研修テキスト」について、平成31年3月には最新の法令等の改正内容を盛り込み改訂し、運転者に対する導教育内容の充実に努めた。
- 「トラックドライバー・コンテスト(出場者数144名)」を実施するとともに、特定研修施設における安全運転研修受講に対し助成を行う(助成対象受講者数1,184名、助成総額約42百万円)など、運転技術・マナーの意識向上と啓発に努めた。

### ③ 事故分析及び対策の検討・活用

- 事業用貨物自動車の事故実態を交通事故データベースから詳細に集計分析し、その結果をホームページ上で計5回公表したほか、5種類の啓発ポスターを『広報とらつく』及びホームページに掲載する等、交通事故防止対策の取組みを促進した。

### ④ 広報・啓発活動等

- 「正しい運転・明るい輸送運動」、「不正改造車を排除する運動」の実施、国の交通安全運動等への参加など、会員事業者への積極的な広報・啓発活動を行った。



数字はいずれも事業用貨物自動車(軽自動車を除く)を第一当事者とするもの。  
出典: 交通事故統計(警察庁)/交通統計((公財)交通事故総合分析センター)

## 評価委員による総合評価

**B**

## 中期目標

脳・心臓疾患による過労死等の発症の減少を図る(厚生労働省が公表する「過労死等の労災補償状況」の業種別中分類「道路貨物運送業」の脳・心臓疾患による過労死等の請求件数及び支給決定件数を減少させる)。

## 年次目標

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
前年度実績より減少させる		前年度実績(ただし、前年度実績が平成30年度目標を上回る場合は、平成30年度目標)より減少させる	前年度実績(ただし、前年度実績が平成30年度目標を上回る場合は、平成30年度目標)より減少させる

## 平成30年度事業計画の概要

○ 「過労死等防止計画」の具体的な行動計画に基づき、関係者が一丸となって過労死等防止対策を推進する。

- ・ 過労死等及び、時間外労働(残業)時間の実態を把握し、原因等の分析・究明を図り、具体的な改善策を示すように努める。
- ・ 「過労死等防止計画」を実行に移すためのアクションアイテム(啓発資料等)を活用したセミナーを開催し、過労死等防止の意識の高揚を図るとともに、過労死等防止対策の普及・促進を図る。
- ・ ドライバーが計画通り運行し労働関係法令を順守できるよう、高速道路のSA・PA、道の駅における駐車スペースの確保や拡充について、要望を行うなど対応を図る。

### 【参考】 ■ 過労死等の労災補償状況

#### 道路貨物運送業(中分類)の脳・心臓疾患の請求件数及び支給決定件数

単位:件

	直近5年間の実績				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
請求件数	120	133	145	145	145
支給決定件数	77	82	89	85	83

出典:厚生労働省公表資料

## 平成30年度事業実績の概要

○「過労死等防止計画」の具体的な行動計画に基づき、関係者が一丸となって過労死等防止対策を推進する。

●「トラック運送業界の過労死等防止計画」の周知・対策の普及・促進を図るとともに、本計画の緊急対策を実行するため、血圧計導入促進助成事業を開始した。

### ■「トラック運送業界の過労死等防止計画」の策定(平成30年3月)

計画目標	1. 期間・・・5年間(2018年度～2022年度)
	2. 数値・・・脳・心臓疾患による過労死等の発症を20%削減
	3. 基準・・・直近5年間(2012年度～2016年度)の実績の平均値 ※労災請求件数:平均130件、労災支給決定件数:平均83件
対策項目	1. 時間外労働(残業)時間の段階的削減(100時間超:即時、80時間超:5年後、60時間:目標)
	2. 所定の休日の配置と計画的な運用(週1回:即時、完全週休2日:5年後に過半数を目指す)
	3. 睡眠時間の確保と規則的な運行(インターバル11時間:5年後に過半数を目指す)
	4. 点呼におけるドライバーの疲労・健康管理の強化(点呼時の健康管理の仕組みの導入)
	5. 定期健康診断の完全実施とフォローアップ(受診率、フォローアップ体制、有所見率)
	6. 「死の三重奏・四重奏」を持つハイリスクドライバーへの保健指導・生活習慣改善支援
	7. 労務・運行管理や疲労・健康管理の継続的な仕組みづくり
	8. 過労死等と健康起因事故の両面からの防止対策の推進
緊急対策	●健診受診率の向上と健診結果のフォローアップ → ハイリスク者の発見
	●ハイリスク者を対象に運行管理面での就労措置の配慮(残業の上限、規則的な運行)＝点呼の充実:血圧測定、睡眠時間、セルフケアチェックノート等 → 就労可否の判断



平成30年6月作成リーフレット

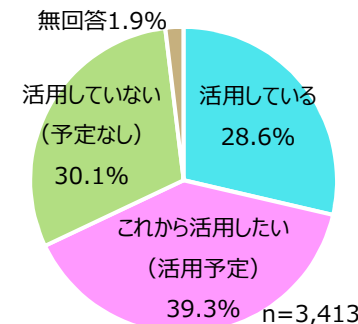


平成29年6月作成リーフレット

### ■平成30年6月より睡眠不足に起因する事故の防止対策を強化

運転者の睡眠不足による事故の防止を一層推進するため、睡眠不足の乗務員を乗務させてはならないこと等を明確化し、点呼簿の記録事項として睡眠不足の状況を追加。

### ■点呼時の血圧計活用割合



### ■トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン(平成30年3月)

【目標】時間外労働年960時間超のトラック運転者が発生する事業者の割合

平成33(2021)年度(施行後3年目)	25%
平成34(2022)年度(施行後4年目)	20%
平成35(2023)年度(施行後5年目)	10%
平成36(2024)年度(適用開始年度)	0%

### ■時間外労働時間が960時間を超えるドライバーがいる事業者の比率

H30年度	35.1%	n=807
-------	-------	-------

出典:トラック運送事業の働き方改革の実現に向けたアクションプラン(解説書)の作成及びモニタリング調査



平成30年4月作成リーフレット

### ■「血圧計導入促進助成事業」申請状況

年度	平成30年度
台数	1,119台



平成31年2月作成セルフケアチェックノート

## 評価委員による総合評価

**B**

## 中期目標

健康状態に起因する事故防止対策の一環として、定期健康診断の受診率の向上を図る(適正化実施機関において実施している巡回指導により、適正な事業者数の割合を着実に増やしていくこととする)。

## 年次目標

平成30年度

令和元年度

令和2年度

前年度実績より  
向上させる

前年度実績より  
5%向上させる

90%を達成する

## 平成30年度事業計画の概要

### ○ 健康状態に起因する事故防止対策の一環として定期健康診断の受診率の向上を図る。

- ・ 適正化実施機関によるトラック運送事業者への巡回指導で、法令順守の徹底について指導・啓発を図る。
- ・ 「健康起因事故防止マニュアル」を活用したセミナー等を通じ、健康起因事故防止対策を推進するとともに、メンタルヘルス対策強化について普及・啓発を図る。
- ・ 定期健康診断結果のフォローアップの有効なツールである「運輸ヘルスケアナビシステム」について、導入・活用を推進する。
- ・ ドライバーのSAS（睡眠時無呼吸症候群）スクリーニング検査に対する助成を行うとともに、スクリーニング検査後の治療状況などの把握に努める。

## 平成30年度事業実績の概要

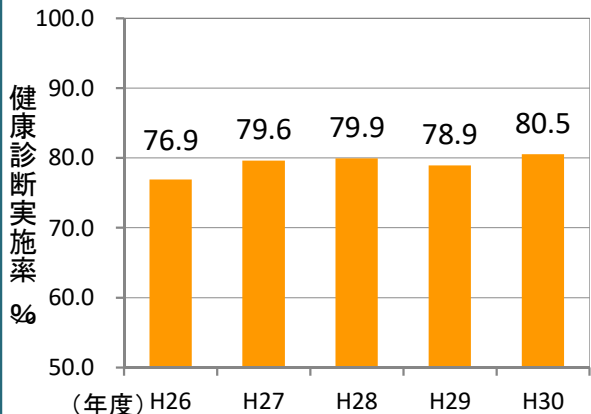
○ 健康状態に起因する事故防止対策の一環として、定期健康診断の受診率の向上を図る。

●平成30年4月に「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」(平成26年3月作成)の内容を一部改訂し、「疾病運転の防止」を盛り込んだ法律改正(平成28年12月)に合わせたデータの最新化を図り、全ト協ホームページ上に公開するとともに、各都道府県トラック協会、陸災防、産保センターと連携し「過労死等防止・健康起因事故防止セミナー」を全国45協会にて延べ49回(参加者3,833人)開催し、当該マニュアルの普及・啓発に努め、過労死等ならびに健康起因事故の防止に取り組んだ。

●また、SASスクリーニング検査を受診した32,849人に対し、受診費用の一部(約5割)を助成(下表)するとともに、SASスクリーニング検査の効果を確認するため、検査の結果SASと診断された場合のフォローアップ状況について、アンケート調査により把握するなど、SASスクリーニング検査の普及に努めた。

●定期健康診断結果からハイリスク者を可視化するシステム「運輸ヘルスケアナビシステム」の運用を平成30年度から開始した。

### 地方適正化実施機関の巡回指導における事業所単位の健康診断実施率の推移



地方適正化事業実施機関調査による資料

### 「SASスクリーニング検査助成事業」の申請状況

年度	H28年度	H29年度	H30年度
事業所数	1,002 (+80)	1,232 (+230)	1,489 (+257)
申請者数	19,809 (+1,650)	24,919 (+5,110)	32,849 (+7,930)

( )内は前年度比

### 健康管理に関する啓発物



### 「運輸ヘルスケアナビシステム」の概要(平成30年度運用開始)



◆「運輸ヘルスケアナビシステム」の活用

◆ハイリスク者の見える化  
◆予防対策の推進

◆ドライバー不足の解消  
◆健康な従業員の確保による健康経営

### 「運輸ヘルスケアナビシステム」の申込状況

年度	事業者数	人数
平成30年度	46者	3,826人

評価委員による総合評価

A



## 中期目標

日本経団連の「低炭素社会実行計画」に参加するとともに、2020年度(令和2年度)の営業用トラックの輸送トンキロあたりのCO<sub>2</sub>排出量を、CO<sub>2</sub>排出量原単位で2005年度(平成17年度)比22%削減することを目標とする。

## 年次目標

平成30年度

営業用トラックの輸送トンキロあたりのCO<sub>2</sub>排出量を、CO<sub>2</sub>排出量原単位で2005年度(平成17年度)比20%削減する

令和元年度

営業用トラックの輸送トンキロあたりのCO<sub>2</sub>排出量を、CO<sub>2</sub>排出量原単位で2005年度(平成17年度)比21%削減する

令和2年度

営業用トラックの輸送トンキロあたりのCO<sub>2</sub>排出量を、CO<sub>2</sub>排出量原単位で2005年度(平成17年度)比22%削減する

## 平成30年度事業計画の概要

### ① 営業用トラックのCO<sub>2</sub>排出量の削減

- ・トラック運送業界の新たな環境指針として「新・環境基本行動計画」を策定するとともに、本計画を基に日本経団連の「低炭素社会実行計画」に参画した。

### ② 環境対応車、アイドリングストップ支援機器及びEMS機器(※)の導入を促進する。

- ・環境対応車、アイドリングストップ支援機器及びEMS機器等省エネ機器の導入を促進するため、助成等の支援を行う。なお、環境対応車、アイドリングストップ支援機器及び省エネ機器の開発状況等を把握し、適時適切に導入支援対象の見直しを図る。
- ・環境対応車、省エネ機器等の購入を近代化基金融資の対象とするとともに、当該融資については、一般融資の場合の利子補給率に比べ高い率の利子補給を行う。

※ EMS: エコドライブ・マネジメント・システム

### ③ 環境対策、省エネの促進に向けて省エネ機器等の導入効果等を把握する。

- ・助成金を活用して環境対応車、EMS機器など環境対策に有効な機器等を導入した事業者に対して、導入効果や事例及び機器等の課題について、使用実態を把握する。

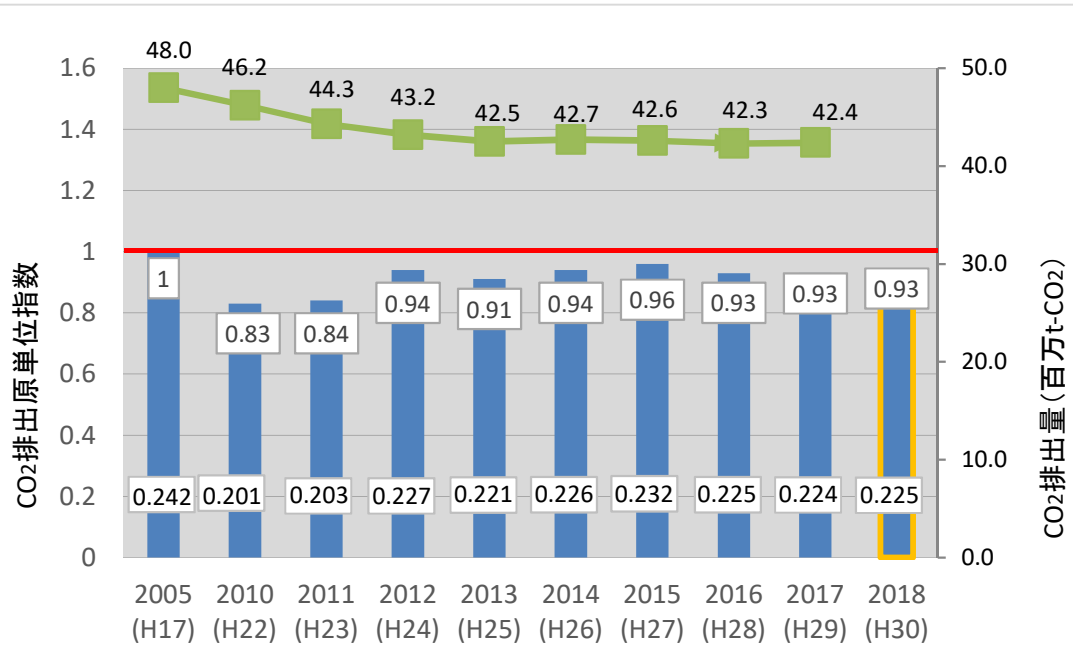
### ④ 環境対策や省エネに関する知識の取得及び意識の向上を図る。

- ・エコドライブ推進マニュアルなど省エネに関する知識の取得に役立つ啓発資料をホームページ上に公開し、省エネの取り組みに対する支援を行う

## 平成30年度事業実績の概要

### ① 営業用トラックのCO2排出量の削減

トラック運送業界の新たな環境指針として「新・環境基本行動計画」を策定するとともに、本計画を基に日本経団連の「低炭素社会実行計画」に参画した。



■ 営業用トラックのCO2排出量原単位※1 (2005年度を1とした場合の指数) ■ 営業用貨物自動車のCO2排出量※2

※1 出典:自動車輸送統計年報(国土交通省)／自動車燃料消費量統計年報(国土交通省)  
 ※2 出典:日本の温室効果ガス排出量データ(1990～2017年度)確報値(環境省)  
 ※3 棒グラフ下の数値は、CO2排出原単位(単位:kg-CO2/トンキロ)を示す

### ② 環境対応車、アイドリングストップ支援機器及びEMS機器の導入を促進する。

助成事業名 (平成30年度実績)	台数・金額
1 環境対応車導入助成	1,285台
2 アイドリングストップ支援機器助成 (エアヒーター、車載バッテリー式冷房装置等一下図参照)	796台
1・2 助成総額	180百万円
上記導入に係る地方ト協が行う近代化基金融資利子補給に対する助成 (利子補給率0.3%のうち0.1%助成)	0.30百万円

アイドリングストップ支援機器(エアヒーター)



夏期・冬期のアイドリングストップを支援

アイドリングストップ支援機器  
(車載バッテリー式冷房装置)



EMS機器  
(デジタル式運行記録計)



走行データを記録し、  
エコドライブの指導等に活用

### ③ 環境対策、省エネの促進に向けて省エネ機器等の導入効果等を把握する。

環境対策、省エネ機器や低炭素型エネルギーを積極的に活用するため、経済産業省が実施した「トラック輸送における省エネ化推進事業」及び環境省が実施した「先進環境対応トラック等導入加速事業」等の会員事業者への周知・啓発を、ホームページ及び『広報とらっく』等で幅広く実施した。

### ④ 環境対策や省エネに関する知識の取得及び意識の向上を図る。

- ・「エコドライブ推進マニュアル」や「エコドライブ実施中」ステッカーを配付し、事業者やドライバーの取り組みの支援を行った。
- ・交通エコモ財団が実施する、「エコドライブ活動コンクール」への参加、及びグリーン経営認証の取得を促進した。
- ・業界の地球温暖化対策の一環として平成15年度から推進している「トラックの森」づくり事業の16箇所目として、香川県で新たな植樹を行った。

## 評価委員による総合評価

**B**

## 中期目標

国土交通省との更なる連携を図り、速報制度並びに新規巡回指導及び労基特別巡回指導の的確な対応を図るとともに、評価の低い事業所に重点を置いた巡回指導等により、巡回指導結果の総合評価に関し、令和2年度までにA・B評価の占める割合を64%以上とするとともに、D・E評価の占める割合の着実な減少を図ることを目標とする。

## 年次目標

平成30年度	令和元年度	令和2年度
(1)A・B評価の割合を前年度比2ポイント以上増加 (2)D・E評価の割合を前年度比5%以上減少	(1)A・B評価の割合を前年度比1.5ポイント以上増加 (2)D・E評価の割合を前年度比5%以上減少	(1)A・B評価の割合を前年度比1.5ポイント以上増加 (2)D・E評価の割合を前年度比5%以上減少

## 平成30年度事業計画の概要

### 事故防止・安全対策等の指導内容の充実強化及び事業者・運行管理者等に対する指導・啓発の推進

- (1)巡回指導は、新規事業者、総合評価が低い事業者等、優先度に応じた内容・頻度で行い、法令遵守の徹底を図る。また、実施目標件数を定めるなど指導の強化を図る。
- (2)行政と連携し、速報制度、許可時の新規巡回指導及び労基特別巡回指導への的確な対応を図る。
- (3)巡回指導等を通じ、社会保険等の未加入事業者に対し、制度の周知を図るとともに、加入の徹底を指導する。
- (4)巡回指導の実態調査等により、巡回指導の指針・マニュアルの徹底を図り、評価手法の全国均一化を推進する。
- (5)適正化事業指導員の専任化を推進するとともに、地方実施機関の指導体制の強化を図る。

事業所への巡回指導



### 適正化事業指導員に係る研修事業の充実並びに更なる資質の向上

- (1)全国研修では、実践的な調査技術や専門的知識の修得等、指導実務に即した研修を開催する。特に、特別研修及びスキルアップ研修は、時宜を得た内容のテーマを設定し、研修の高度化を図る。
- (2)運輸局、運輸支局との官民合同の地方ブロック研修を推進し、情報の共有を図るとともに、地域の諸課題について討議を行う。
- (3)全国研修を補完する小規模グループ研修では、模擬巡回指導又はグループ討議等により、評価手法の全国均一化を図る。
- (4)適正化事業指導員の更なる資質の向上を図るため、運行管理者資格の取得を積極的に推進する。

模擬巡回指導



全国指導員研修



### ※巡回指導における事業者への総合評価の基準

○巡回指導の結果、38指導項目の「適」項目の占める割合で評価する。

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| A：適の占める割合が90%以上      | D：適の占める割合が60%以上70%未満 |
| B：適の占める割合が80%以上90%未満 | E：適の占める割合が60%未満      |
| C：適の占める割合が70%以上80%未満 | 「その他」：指導項目26項目以下     |

## 平成30年度事業実績の概要

### 事故防止・安全対策等の指導内容の充実強化及び事業者・運行管理者等に対する指導の推進

- (1) 巡回指導について、新規事業者、総合評価が低い事業者など指導の必要性が高い事業所に重点を置き、効果的・効率的に実施した。これにより、A・B評価は前年度比3.3ポイントの増加、D・E評価は前年度比2.0ポイント(16%)の減少と、総合評価は改善した。なお、30年度に巡回指導を実施した事業所について、前回調査と比べたところ、前回B～D評価の事業所について、「改善」が43.9%、「悪化」が17.9%と概ね改善効果が確認された。【表1】【表2】【表3】
- (2) 行政と連携し、速報制度、新規巡回指導及び労基特別巡回指導への的確な対応を図った。悪質違反に係る速報件数が32%減少した。【表1】
- (3) 社会保険等に係る巡回指導時の否の比率は、労働保険が4.2%(前年度比1.1ポイント減少)、社会保険が8.6%(前年度比2.1ポイント減少)と着実に改善した。
- (4) 全国研修、地方研修、実態調査の実施により、巡回指導の指針・マニュアルの徹底を図り、評価手法の全国均一化を推進した。
- (5) 平成31年3月末現在で、全国の適正化事業指導員は、専任351人、兼任80人の計431人体制となり、専任指導員定数346人に対して専任者率101.4%となっている。合計人数は5人増加したが、専任は1人減少しており、巡回指導件数も1.8%減少した。【表1】

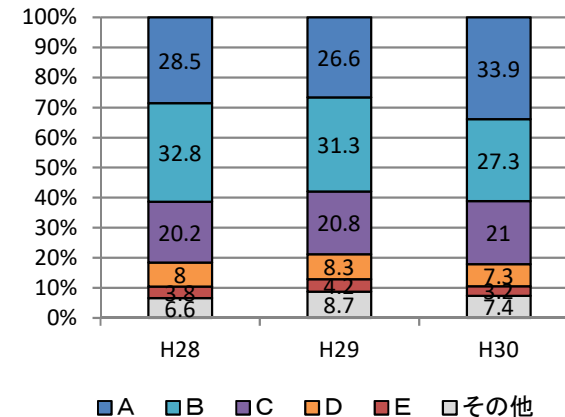
### 適正化事業指導員に係る研修事業の充実並びに更なる資質の向上

- (1) 全国実施機関主催の研修として、初級研修(2回)、システム研修、専門研修、特別研修、スキルアップ研修を実施し、実践的な調査技術や専門的知識の修得、評価手法の均一化を図った。(延べ238名参加)
- (2) 運輸局、運輸支局との合同の地方ブロック研修を開催し、情報の共有、諸課題に係る意見交換を行った。(10回、延べ542名参加)
- (3) 小規模グループ研修を開催し、模擬巡回指導又はグループ討議により、評価手法の全国均一化に努めた。(11回延べ262名参加)
- (4) 指導員の知識や技能向上を図るため、運行管理者資格者証の取得を推進し、30年度は新たに25名が取得した。これにより、30年度末における取得者は268名、兼任を含む全指導員の62.2%となった。

【表1】 適正化事業に係るデータの推移

	H28	H29	H30
巡回指導件数(総数)	28,161件	27,292件	26,799件
巡回率	33.4%	32.2%	31.3%
速報件数	90件	100件	68件
新規巡回指導	915件	1002件	1026件
労基特別巡回指導	593件	792件	781件
指導員数(うち兼任)	426(67)人	426(74)人	431(80)人

【表2】 適正化巡回指導総合評価推移表  
(平成28年度～平成30年度)



【表3】 巡回指導総合評価の改善状況  
(平成30年度対象事業所)

前回評価	改善	同じ	悪化
A	—	71.7%	28.3%
B	37.9%	40.4%	21.7%
C	44.9%	40.0%	15.1%
D	64.0%	24.9%	11.1%
E	69.6%	30.4%	—
A・E評価を除く改善状況	43.9%	38.1%	17.9%

A+B評価	61.3 % (+1.4 ポイント)	57.9 % (-3.4 ポイント)	61.2 % (+3.3 ポイント)
D+E評価	11.8 % (-7.8 %)	12.5 % (+5.9 %)	10.5 % (-16.0 %)

評価委員による総合評価

A

## 中期目標





安全性優良事業所認定制度(Gマーク制度)については、国土交通省と連携して更なる普及促進を図り、令和2年度までに、Gマーク認定事業所数の全事業所数に対する割合(認定率)を32%以上とすることを目標とする。

## 年次目標

平成30年度	令和元年度	令和2年度
認定率を前年度比1ポイント以上増加	認定率を前年度比1ポイント以上増加	認定率を前年度比1ポイント以上増加

## 平成30年度事業計画の概要

### 【安全性評価事業(Gマーク制度<sup>\*</sup>)の積極的な推進及び普及促進策の実施】

- 
 (1)関係行政機関や地方貨物自動車運送適正化事業実施機関と連携し、円滑な推進を図る。
- 
 (2) Gマークラッピングトラックの走行及びWEBを利用した一般消費者等向けの認知度アンケートの実施を検討するなど広報啓発活動を展開する。また、荷主等に対し、Gマークの安全優位性について啓発を行うなど、Gマーク事業所の利用促進を図る。
- 
 (3)全ト協会長名で荷主に対して、Gマーク取得事業所の優位を高める方策について検討を図る。
- 
 (4)Gマークステッカーの「有効期限切れ」や「廃車時」の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。

#### ※「Gマーク制度」

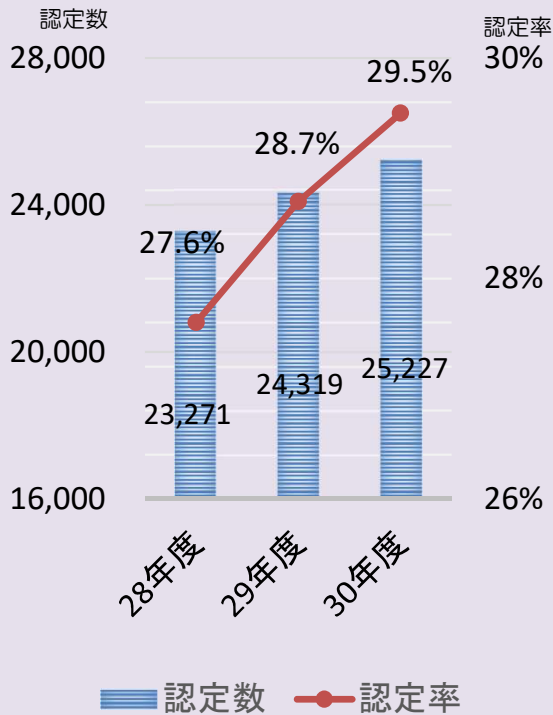
平成15年7月より開始され、利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性向上に対する意識を高めるため、全国適正化実施機関が事業者の安全性を正當に評価・認定・公表するものである。

(認定事業所は全日本トラック協会ホームページに公表)

## 平成30年度事業実績の概要

7,516事業所の申請を受け付け、7,362事業所を新たに認定した。これに平成26～29年度認定分17,865事業所を加え、認定事業所数は25,227事業所(全事業所数に対する割合(認定率)は29.5%)となった。【表1】

【表1】安全性優良事業所の認定数及び認定率の推移



### (1)各機関との連携強化

国土交通省、適正化実施機関が合同で実施する各ブロックの適正化連絡会議等の場を通じて、Gマーク制度の取組状況を報告するとともに連携の強化を図った。

### (2)Gマーク制度に係る広報啓発活動の推進

- ・新たに22台のラッピングトラックを走行させた。なお、トラック協会が自主的に運行したラッピングトラック、及び継続して走行しているラッピングトラックを合わせ、201台を走行させた。
- ・海老名SAにて、7月～8月の期間、エスカレータラッピング、テーブルステッカーの貼付により、PRを行った。
- ・同時期にWEBを利用した一般向けの認知度アンケートを実施した。(回答373件)  
→認知度 平均 46.1% 一般 29.9% 荷主 81.3% 運送関係 92.8%



### (3)Gマーク取得事業所の優位を高める方策

- ・荷主企業向けGマーク制度のPRリーフレットを作成し、218の中央荷主団体へGマーク制度のPRを行うとともに、傘下荷主企業におけるGマーク制度の活用について要請を行った。
- ・地方実施機関本部長へ地域の荷主団体や企業に対するGマーク制度の普及啓発について要請を行った。
- ・損害保険会社や交通共済に対し、Gマーク事業所への保険料金割引制度の導入検討について要請を行った。



### (4)Gマークステッカーの適正な管理

Gマーク申請案内に掲載し、地方実施機関が行うGマーク申請説明会などで、有効期限切れの貼付禁止等について周知徹底を図った。



## 中期目標

引越事業者優良認定制度のさらなる普及、認定事業者の品質及び引越業界全体のコンプライアンスの向上を図る。

## 平成30年度事業計画の概要 引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービスの向上

- ・ 消費者に対する積極的周知の推進
- ・ 関係行政機関等との連携による、一般消費者からの相談対応体制の整備
- ・ 引越講習の開催による事業者への法令等の周知徹底
- ・ お客様対応責任者に対する研修事業の充実
- ・ 引越講習における認定講師の育成（担当部内職員及び外部講師）
- ・ 消費者向けホームページの充実
- ・ 啓発・講習資料の改定、作成

## 年次目標

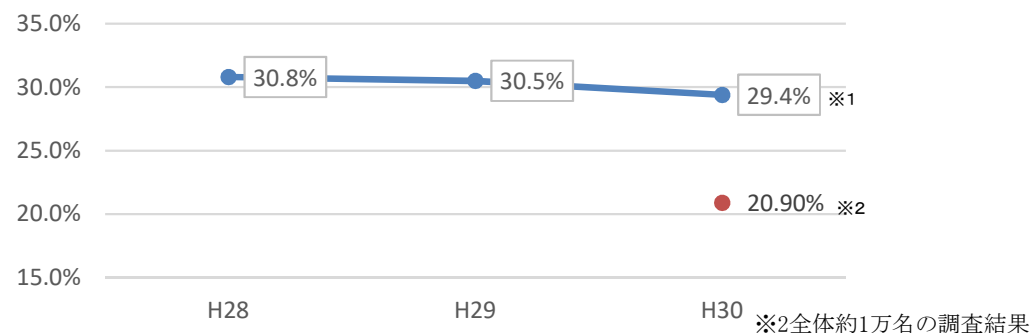
引越安心マークの認知度

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
引越安心マークの認知度	変更前	35%	45%	50%
	変更後※	21%	23%	25%

※1認定事業を開始した平成26年度から直近(1年以内)に引越を行った約500名を調査対象としていた。引越経験の有無に関わらず認知度向上が重要と考え、全体約1万名の調査結果を指標に使いたい。

## 消費者の引越安心マークの認知度

～「引越安心マーク」を見たり、聞いたりしたことがありますか～



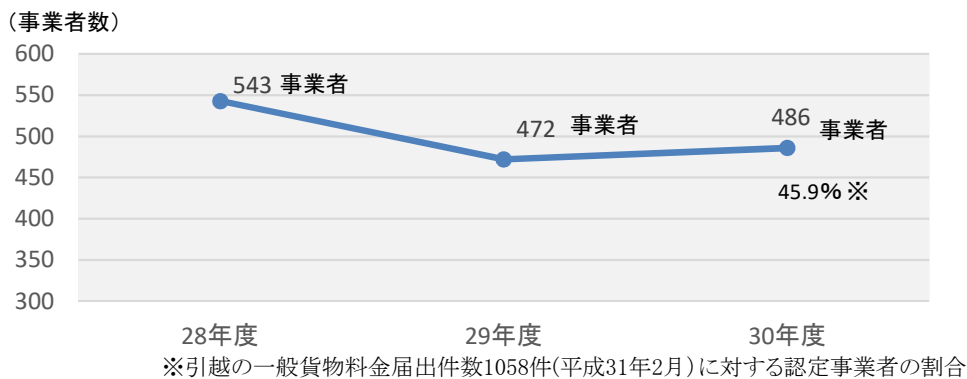
## 年次目標

平成30年度 令和元年度 令和2年度

引越安心マークの認定率 46% 48% 50%

## 引越安心マークの認定率

～認定事業者数と割合の推移～



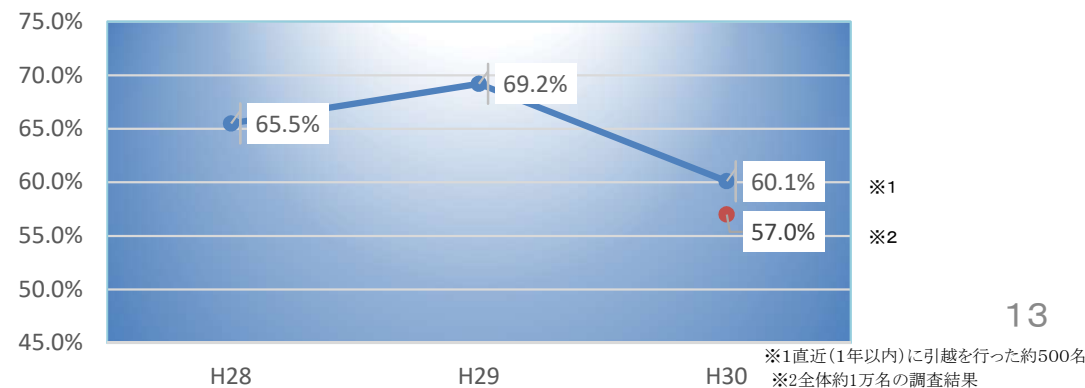
## 年次目標

平成30年度 令和元年度 令和2年度

引越安心マークを参考とする割合 57.0% 60% 63%

## 引越安心マークを参考とする割合

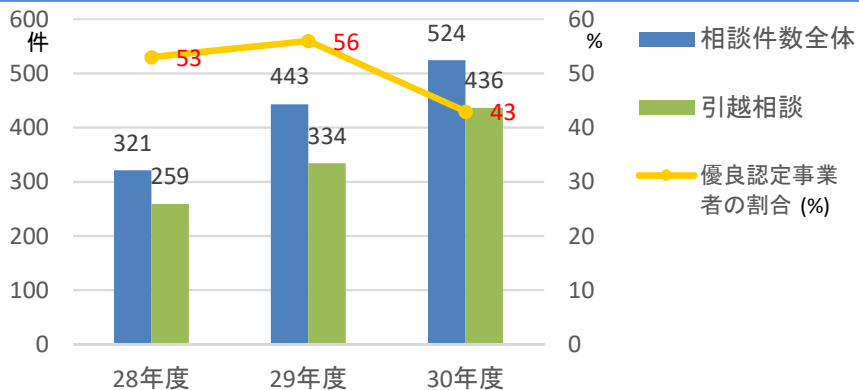
～今後「引越安心マーク」を参考としますか～



## 平成30年度事業実績の概要

### ①引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービスの向上

#### 輸送相談体制の強化



	28年度	29年度	30年度
相談件数全体	321件	443件	524件
引越相談	259件	334件	436件
うち優良認定事業者	137件	187件	186件
(%)	53%	56%	43%
その他相談(宅配含む)	62件	109件	88件

「難しい消費者」からの相談が増えているため、消費者関係団体、弁護士などに相談しながら対応している。

どの事業者でも起こりうる内容の苦情については、メールマガジン(年6回発行)で情報共有を図っている。

引越安心相談窓口の周知に伴い、引越相談件数は増加しているが、優良認定事業者の相談割合は減少している。

#### 消費者に対する周知の推進

- 東京都消費者月間実行委員会主催「暮らしフェスタ」への出展
- 消費者向けPRグッズの作成、配布(北海道トラック協会)
- TBSラジオ「全日本トラック協会presentsドライバーズリクエスト」春の引越し特集



新宿西口広場で行われた「暮らしフェスタ」



北海道トラック協会で行越キャンペーンを実施

	2017年	2018年
フェスタ入場者数	38,000人	38,500人
全ト協ブース来場者数	400人	470人

※ブース来場者、前年比17.5%増



ラッピングトラックによるPR  
平成29年度2台→平成30年度5台

評価委員による総合評価

A



中期目標	資金融通の支援 融資を通じトラック運送事業の近代化、合理化等に資するため、資金融通を支援する。 近代化基金利子補給については、全ト協として可能な限り対応する。 また、地ト協の利子補給に対して行う利子補給助成については、確実に対応する。	年次目標	平成28年度	平成29年度	平成30年度
			—	—	—

## 平成30年度事業計画の概要

### ①原価管理の徹底等による経営基盤強化対策の推進

- ・物流施設の整備、荷役機械の購入、激甚災害を受けた場合の経営安定等に対する近代化基金融資を推進するとともに、当該融資に係る利子補給を行う。
- ・各都道府県信用保証協会のセーフティネット保証等の保証を受ける際に支払う保証料の助成事業を行う都道府県トラック協会に対して補助を行う。

### ②燃料費対策特別融資の実施

- ・最新排出ガス規制適合車等の導入及び自家用燃料供給施設の整備に必要な融資に係る利子補給を行う。

(単位:百万円)

予算科目	平成30年度予算
近代化基金融資利子補給金	143
近代化基金融資利子補給助成金	233
信用保証協会保証料助成金	40

### ※近代化基金融資の概要

- ・全ト協と都道府県ト協が、商工中金に「近代化基金」として預託し、利子補給を行うことにより、会員事業者が、低利かつ固定の長期融資を一律に受けることができる融資制度。
- ・物流施設の整備、荷役機械の購入、激甚災害を受けた場合の経営安定資金、最新排出規制適合車の導入等に利用され、トラック運送事業の近代化、合理化、輸送力の増強を通じ、地域経済発展ならびに国民経済の安定に寄与している。

#### ■中央近代化基金融資(全ト協)

- ①補完融資(事業規模が1億円以上の物流施設等設備資金。車両は除く)
- ②激甚災害融資(経営安定のための設備資金・運転資金)
- ③燃料費対策特別融資(ポスト新長期規制適合車かつ平成27年度燃費基準達成車購入資金)

#### ■地方近代化基金融資(都道府県ト協)

- ①一般融資(事業規模が1億円未満の物流施設・車両・荷役機械等設備資金)
- ②ポスト新長期融資(ポスト新長期規制適合車導入資金)
- ③低公害車及び省エネ関連機器融資(低公害車及び省エネ関連機器導入資金)

(単位:%)

融資の種類	貸付利率	利子補給率	利子補給助成率
補完融資	長期プライム レート (平成30年1月時 点で1.00%)	0.3	—
激甚災害融資		0.3	—
燃料費対策特別融資		0.3	—
一般融資		0.3	—
ポスト新長期融資		0.3	0.1
低公害車及び省エネ関連機器融資	0.3	0.1	0.1

## 平成30年度事業実績の概要

### 資金融通の支援

#### ①原価管理の徹底等による経営基盤強化対策の推進

- ・【表1】のとおり、中央近代化基金融資の公募を実施し、25.6億円の推薦を行った。
- ・激甚災害融資については「7月豪雨等」「北海道胆振東部地震」の2件の激甚災害に対して公募を実施。
- ・近代化基金融資に係る利子補給及び利子補給助成実績については、【表2】のとおりとなった。金額が減少傾向にあるのは、平成29年度に利子補給率の引下げを行ったことが主因と思われる。
- ・信用保証協会保証料に係る助成実績については、【表3】のとおり、平成29年度比△6百万円となった。
- ・なお、トラック運送事業は、セーフティネット保証の特定業種に平成10年7月に指定され、平成31年3月時点も指定は継続されている。

#### ②燃料費対策特別融資の実施

- ・【表1】のとおり、燃料費対策特別融資の公募を実施し、19.3億円の推薦を行った。
- ・また、近代化基金融資以外の燃料費対策として、自家用燃料供給施設の整備を実施する会員に対し、104件94百万円の助成金交付を行った。

【表1】「第42回中央近代化基金融資推薦実績」

(単位:百万円)

制度名	公募額	推薦	
		件数	金額
補完融資	3,000	3	519
調整融資	3,000	5	96
激甚災害融資	500	1	20
燃料費対策特別融資	4,000	118	1,929
合計	10,500	127	2,564

【表2】「利子補給金及び利子補給助成金実績推移」

(単位:百万円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利子補給金額	218	173	121
利子補給助成金額	323	270	190

【表3】「信用保証料助成実績推移」

(単位:百万円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
信用保証料助成金額	29	16	10

評価委員による総合評価

A